

平成23年6月17日



申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム
7月15日から開始
～「PPH MOTTAINAI」試行プログラム～

特許庁は、我が国を含む8か国（日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン）において、特許審査ハイウェイ（PPH）※¹申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」※²試行プログラムを本年7月15日から開始することで合意しました。

本試行により、既に我が国とPPHを実施または試行している米国、英国、カナダ、フィンランド、ロシア、スペインとの間では、どの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果があれば、PPHの利用が可能となります。なお、試行期間は1年間で、必要に応じて延長されます。

※1 特許審査ハイウェイ（PPH）：ある国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、出願人の申請により、別の国で簡易な手続で早期審査を受けられるようにする制度。

※2 PPH MOTTAINAI（モッタイナイ）：

どの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果に基づきPPH申請を可能とするプログラム。これまでのPPH申請は、出願人が最先に特許出願をした国（第一庁）の審査結果に基づいてのみ可能とされてきた。このPPH申請制限により、有益な審査結果が国際間で十分に活用されないという「モッタイナイ」状況があったため、本試行プログラムの名称を「PPH MOTTAINAI（モッタイナイ）」とした。

1. 背景

企業等のグローバルな活動の拡大に伴い、複数の国で特許権を取得するニーズが高まっています。この結果、同一内容の発明が世界各国の特許庁に出願され、世界的に特許出願件数が急増し、①出願人における審査の待ち期間の長期化、②各国特許庁における審査の負担の増大という課題が生じています。

これらの課題に対応するため、我が国特許庁は、これまで、ある国（第一庁）で特許権を取得することが可能と判断された出願については、出願人の申請に

基づき、別の国で簡易な手続で審査を早期に受けられるようにする「特許審査ハイウェイ（PPH）」を推進してまいりました。

しかしながら、これまでのPPHにおいては、原則、第一庁の審査結果に基づくPPH申請のみを認めていたため、第一庁の審査結果が得られない状況では、別の国におけるPPH申請は認められませんでした。

2. PPH MOTTAINAI 試行プログラムについて

我が国特許庁は、PPHプログラムの参加国と、PPH申請の要件緩和に向けて協議を重ねてまいりました。

このたび、我が国を含む8参加国（日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン）は、これまでのPPH申請の要件を緩和した「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを、本年7月15日から開始することで合意しました。試行期間は1年間で、必要に応じて延長されます。

本試行プログラムの開始により、第一庁に限らず、参加国による特許可能との審査結果を利用したPPH申請が可能となります。我が国特許庁は、本試行プログラムの参加国のうち、PPHを我が国との間で既に実施または試行している6か国（米国、英国、カナダ、フィンランド、ロシア、スペイン）との間で本「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを実施いたします。

今後、より多くの出願がPPH申請の対象となることで、我が国出願人がより多くの特許を迅速に取得できるようになると期待されます。

申請に関する詳細については、下記リンク先を参照してください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁特許審査第一部調整課審査企画室長 南

担当者：武重

電話：03-3581-1101（内線 3103）

：03-3580-5898（直通）

特許庁総務部国際課長 澤井

担当者：中屋

電話：03-3581-1101（内線 2561）

：03-3580-9827（直通）